平成２１年（フ）第６４３号
東京都青梅市千ヶ瀬町４丁目577番地の３ダイアパレスグランヒル東青梅203
債務者　佐藤千代子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９６号
山口県周南市長田町６番１号、前住所愛知県名古屋市東区筒井３丁目17番８号　服田方
債務者　阿部　守美（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４号
東京都練馬区下石神井３丁目４番24号、申立時の住所長崎県佐世保市矢峰町548番地
破産者　小桝　正利
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第５号
東京都練馬区下石神井３丁目４番24号、申立時の住所長崎県佐世保市矢峰町548番地
破産者　小桝　利之
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第１３５７号
埼玉県戸田市上戸田４丁目14番14―305号
破産者　恩賀　秀治
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第６１３号
静岡県掛川市杉谷２丁目５番５号　ラフォーレクラマエ101、前住所静岡県牧之原市大沢37番地１
破産者　八木　好弘
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第３６８号
佐賀県伊万里市波多津町辻１番地
破産者　[redacted]武　一正
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成１９年（フ）第９９号
鹿児島県奄美市名瀬井根町３―32、開始決定時の住所鹿児島県奄美市名瀬柳町５番16号101号
破産者　松島　　肇
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２０年（フ）第１８４４号
宮城県多賀城市宮内１丁目６番21号、開始決定時の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目21番29号
破産者　山口　利光
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１８６７号
仙台市青葉区桜ケ丘７丁目40番20―102号
破産者　佐藤　　薫
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１８６８号
仙台市青葉区桜ケ丘７丁目40番20―102号
破産者　佐藤　正隆
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１８７５号
宮城県名取市増田１丁目１番５号
破産者　山司　　正
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２９４号
山形県寒河江市元町４丁目８番地の５、開始決定時の住所山形県寒河江市元町４丁目８番地の４
破産者　小畑　米三
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５１５号
山形市旅篭町１丁目１番30号
破産者　郷野　善弘
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第３３３４号
大阪市生野区中川１丁目３番９号、住民票上の住所大阪府茨木市田中町10番11号
破産者　牧　　聡
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８０６４号
東京都江東区大島８丁目19番４号、前住所大阪市阿倍野区旭町３丁目２番５―612号
破産者　川村　規夫
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８３２０号
大阪市東成区大今里南１丁目11番12号ロータリーホーム今里
破産者　川口　文治
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部